橿原市空家等利活用再生事業補助金選考会設置要領

（目的）

第１条　この要領は、橿原市空家等利活用再生事業補助金交付要綱（平成３０年橿原市告示第１３３号）第１０条第１項の規定により設置する選考会が、適正かつ効率的に申請内容を審査し、補助対象者の選定を行うことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（選考会）

第２条　選考会は、橿原市空家等対策協議会規則（平成２９年橿原市規則第１号）第３条第１項の規定による専門委員会とする。

２　選考会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

　（１）学識経験者

　（２）建築士

　（３）自治会長

　（４）中小企業診断士

　（５）橿原市長

３　選考会に会長及び副会長を置く。

４　会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

５　会長は、選考会を総括する。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

７　会長は、選考会の運営上必要があると認めるときは、選考会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

８　委員は、自己の利害に関係する議事に関与することはできない。

（選考方法）

第３条　委員は、別表の選考基準に基づき、採点を行う。

２　選考会は、委員の採点の集計結果を基に補助対象事業の優先順位付けを行い、補助金

の交付対象者を選定する。

３　次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

　（１）各提案に対して、30点以下をつけた審査員が過半数いる場合。

　（２）事業効果において審査員の全員の平均点が６点以下の場合。

　（３）継続性において審査員の全員の平均点が6点以下の場合。

　（４）提案において、不適切であると審査員過半数が認めるもの。

（事務局）

第４条　選考会の事務は、住宅政策課において処理する。

（雑則）

第５条　この要領に定めるもののほか、選考会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

　　　附則

この要領は、令和元年９月１日より実施する。